



沢辺税理士事務所通信 「STORY」

平成 26 年 5 月 1 日号
NO.001

ごあいさつ

いつもお世話になっております。税理士の沢辺でございます。色々な方々のご縁、お力、励ましのお言葉をいただきまして、無事、平成26年4月1日付にて沢辺税理士事務所を開業することができました。今後はよりいっそう皆様のお力となれますよう、誠心誠意努力して参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



「STORY」という名の由来は

皆様が充実した経営者LIFE、そして充実した人生のSTORYを送っていただきたい、という願ひを込めて名付けました。

これから毎月、皆様のお役にたてる情報を提供して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

税務調査対策(1) 税務署の現状 ~事務所HPブログより~

税務調査に関して、国税庁が発表した平成24年7月1日~平成25年6月30日までの法人税の実地調査率(法人税の申告があったもののうち、税務調査が行われた割合)は3.1%でした。この実地調査率は年々減少傾向にあり、3.1%は過去最低です。**100件申告があるうち、税務調査が実施されるのは3件だけということです。**単純平均だと、33年に一度位しか税務調査が来ない(!?)ということになります。

国税庁の実地調査率の目標は8.5%程度だそうです。なぜ、こんなに開きがあるのか? **実は税務署は人手不足の傾向が続いています。**団塊の世代が定年を迎えて絶対人数が大きく減ったためです。ここ数年調査官の採用人数を大幅増加させていますが、追いついていません。また、若手を教育し、実地訓練を積ませるベテランの人手も不足しています。そのため、定年を迎える調査官を65歳まで再雇用しようという動きも出ているようです。

また調査官には追徴税額のノルマはありませんが、**実地調査率を上げるために、「何件調査に赴く」という目標はあるようです。**この現状を税務署目線から見ると、「よほど悪質な案件以外は時間をかけるより、調査件数を増やすことを優先させなければならない」という現状が読み取れるのではないのでしょうか?現状が分かると、税務調査の対応の糸口も見えてきます。

この記事の詳細内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。  [税理士 沢辺](#) で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 0082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>